

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	北広島町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kitahiroshima.lg.jp

執行機関名 北広島町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	北広島町乳幼児医療費支給条例(平成17年条例第119号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)別表第一 第1の項 北広島町乳幼児医療費支給条例(平成17年条例第119号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	北広島町乳幼児医療費支給条例(平成17年北広島町条例第119号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 <u>乳幼児</u> の疾病の早期発見と治療とを促進し、もって <u>乳幼児</u> の <u>健やかな</u> 育成を図るため、この条例の定めるところにより、 <u>乳幼児</u> の医療に要する費用の一部を <u>乳幼児</u> を <u>養育</u> している者に支給する。
⑦独自利用事務の関連規範		北広島町乳幼児医療費支給条例(平成17年条例第119号) 北広島町乳幼児医療費支給条例施行規則(平成17年規則第71号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	北広島町乳幼児医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児の保護者に対する受給資格に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	北広島町乳幼児医療費支給条例施行規則第3条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロにおいて同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 ロ	北広島町乳幼児医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。)又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		